



遠賀中間医師会

2023年3月3日発行

第18号

在宅総合支援センターだより

在宅医療・介護連携推進事業



高齢者施設等看取り研修会を開催しました

高齢者施設等看取り出前講座

施設における看取りについて ～本人・家族の思いを支える～

【講師】遠賀中間医師会病院 統括副院長 末廣 剛敏 氏

医療や介護が必要になっても住み慣れた環境で自分らしい暮らしを継続することができ、その方が望めば最後を迎えることができる施設の体制整備が求められています。また、選択肢を広げる意味からも、施設における看取りの取り組みを進めていく必要があります。

遠賀中間地域在宅医療・介護連携推進事業において、施設における看取り体制整備支援のために施設職員を対象とした出前形式での研修会を行っています。



【内容】

施設職員を対象とした講座です。研修希望のあった3施設に実施して、合計63名の方が参加されました。参加された方の職種は、介護福祉士、看護師、ヘルパー、事務職、介護支援専門員、リハビリ職、栄養士等でした。年齢は、20代から70代の幅広い層の方が参加されています。参加者の概ね半数の方が、職業上での看取りを経験されていました。

講座後のアンケートからは、「家族で普段から死についてや急変した時にどうしたいか話し合う必要を再認識させて頂きました。」「自分自身や家族の事も日頃からちゃんと話していきたいと思いました。介護の仕事に出会えて良かったと思います。」などのご感想をいただきました。



在宅医療についての出前講座を開催しました

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係者（関係団体）の連携だけではなく、地域の皆様が在宅医療や介護について理解を深め、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを選択できるようにすることが重要です。そのため、地域の皆様に人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて周知することが、適切な在宅療養を継続するために重要になります。

在宅総合支援センターでは、地域住民の方が在宅医療について関心を持てること、在宅療養を人生の選択肢の一つとして考えられること、在宅医療・介護に関する情報の普及啓発を図ることのために出前講座を行っています。令和4年度は、実施希望のあった10か所に実施して合計284名の方が参加されました。講座後のアンケートからは、「自分らしく命をまっとうしていくために、どう選択するか、どの選択がベストなのか、考えるきっかけづくりに役立った。」「人生の最後まで在宅で過ごしたいと思う反面、家族の負担や緊急時の対応・治療等に不安があり、選択肢の一つとして考えている。」等のご感想をいただきました。



特集コーナー

今回は「歯科訪問診療について」ご紹介いたします。

歯科訪問診療のご案内

ご高齢になられても、お体が不自由になられても、歯科治療を受けていただくため、歯科訪問診療をご活用ください。障がいをお持ちの場合、お体が不自由になってきた場合、認知症が進み通院を嫌がられる場合、足腰が痛くて通院できない場合、がん末期でご自宅から出られない場合、難病を抱えられている場合など、ご自宅にお伺いする「歯科訪問診療」をご相談ください。

最近の医療機器は小型化しておりますので、ある程度の検査までご自宅で行うことができます。外来に引けを取らない歯科治療や、ご家族の方の手では難しい口腔ケアを行ったりと、総合的にサポートできたらと考えております。「歯科訪問診療」を希望される場合は、遠賀中間歯科医師会までご相談ください。



どのような方が対象になりますか？

在宅等で療養を行っており、疾病、傷病のために通院による歯科診療が困難な方が対象になります。なお、内科等の他科に通院している方は対象から除かれることがあります。

どんな治療ができますか？

歯科訪問診療では、基本的に歯科医院と同じ治療が受けられます。しかし、患者さんの状態によって困難な処置、治療のゴールが異なる場合もあります。一般的な歯科医院と同じように、「入れ歯を作った方がいい?」「歯茎が腫れていて気になる」など、口腔に関する悩みに対応します。



どのように依頼したらいいですか？

色々な窓口や依頼方法がありますので、一番身近な方法でお気軽にご相談ください。

- 1 かかりつけの歯科医師あるいは受付に相談ください。
日ごろ受診している、かかりつけの歯科医院にご本人かご家族が電話等で気軽にご相談ください。
- 2 遠賀中間歯科医師会の事務局にご相談ください。
遠賀中間歯科医師会では、「在宅歯科医療」や「歯科訪問診療」についてご相談に応える窓口を開設しております。



歯科訪問診療を依頼する歯科医院が決まったら、どのような準備をしたらいいですか？

- 1 現在お困りのことを可能な限り、具体的に伝えてください。（例えば「3日ぐらい前から左下の奥歯の歯肉が腫れて、痛みを覚えます。しかし食事は普通に噛めます。」）
- 2 安心して受診していただくために、お分かりの範囲で結構ですので、過去の病気や現在の病状、飲んでいるお薬等をお知らせください。
- 3 保険証や介護保険の書類をご準備ください。
- 4 かかりつけの内科の先生やケアマネージャー、訪問看護師のお名前と連絡先を教えてください。



費用はどのくらいかかりますか？

治療の内容や口腔のケアによって、治療費は変わりますが、原則として訪問診療料がこの治療費に加算されます。介護保険に入られていて、介護保険を使う場合は一定の介護保険料がかかります。このほかに、制度で定められる範囲内で交通費の実費が発生することがあります。



高齢者の健康を脅かす誤嚥性肺炎

肺炎は日本における死因の第5位です。肺炎の発症率は加齢とともに増加し、肺炎で死亡する人の大部分は65歳以上の高齢者であり、年々増加傾向にあります。また、肺炎のために入院を余儀なくされ、長期の安静臥床を続ける間に廃用症候群が進行し、様々な合併症を引き起こし、結果的にさらに進行した要介護状態となる危険性もあります。すなわち、肺炎は高齢者の罹病率や死亡率を上昇させ、医療費や介護費用を増大させる大きな要因です。肺炎を発症した高齢者の多くは、食事のときにむせこんだり、食べ物が喉につかえたりするという症状がなくとも、夜間睡眠中に唾液を下気道や肺に不顕的誤嚥していることがわかっています。肺炎になると、栄養や免疫機能がさらに低下し、繰り返す不顕性誤嚥のために肺炎が反復、重症化し、ついには死に至ることも稀ではないのです。



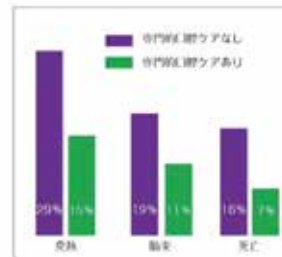
誤嚥性肺炎の予防

「介護者が日常的な口腔ケアを毎日行い、歯科医師等が週1、2回の専門的な口腔ケアを実施したグループは、しなかったグループと比べ肺炎の発症率が39%、死亡率は約53%低かった」とされています。

日常的口腔ケアと専門的口腔ケアの徹底は、口腔内の病原菌を減らすだけでなく、口腔への刺激により嚥下機能が回復して、食事が進むようになり、栄養状態が改善します。ひいては免疫力が向上して肺炎の予防につながるというのが定説になっています。

専門的口腔ケアが誤嚥性肺炎予防に

大きな効果！



専門的口腔ケアを行うと
肺炎が40%減少
死亡率60%減少

歯科治療は決して「不要不急」ではありません。

必要緊急か必要不急かの判断は、まず受診が必要です。

新型コロナウイルス感染症の歯科での感染リスクについて様々な報道がなされておりますが、従来から飛沫や出血がある歯科では高水準の基準が設けられ、感染症対策を徹底しております。現状では歯科治療を通じての新型コロナウイルス感染例は報告されていません。もちろん「3密」を避ける対策も十分にとっております。

在宅での診療風景。

感染予防のため、フェイスシールド、ビニールエプロンを着用しています。
(写真の使用に関して、患者様、ご家族様の同意を得ております)



(令和5年度)研修会計画

新型コロナウイルス感染症等により、中止を含めた内容変更の場合があります。



●**出前講座** 地域住民の皆様へ在宅医療に関する情報の普及啓発を図ることを目的に実施しています。詳細は、在宅総合支援センターまでお問い合わせください。

●**医療・介護関係者研修** 多職種連携研修会、多職種研修会、同行訪問研修、施設出前講座などを実施予定です。

メディカルケアステーション(MCS)

医療・介護従事者のためのコミュニケーション・情報共有ツール

MCSは医療介護専用の完全非公開型SNSで、多職種連携のためのコミュニケーション、情報共有ツールです。必要な情報を関係者間で共有することができます。

遠賀中間地域連携コミュニティ

遠賀中間地域の医療機関・介護サービス事業所等を対象として、MCSの自由グループを作成しています。コミュニティに参加してつながりに登録すると患者グループへの招待や参加がスムーズに行えます。また、参加者(多職種)間の交流の場としています。詳細は、在宅総合支援センターまでお問い合わせください。



遠賀中間地域在宅医療・介護資源マップ

遠賀中間地域在宅医療・介護資源マップを在宅総合支援センターのホームページに掲載しています。

遠賀中間地域の医療機関や介護サービス事業所を、カテゴリ(種別)やエリア、名称等から検索して閲覧することができます。在宅総合支援センターのホームページから、どなたでもアクセスできます。ぜひお気軽にご利用ください。



在宅医療に関する医療機器整備(無料貸出)

当センターでは、在宅医療に使用する医療機器、研修用シミュレータを医療機関及びサービス事業所に無料貸し出しを行っています。借用の手続きや貸出物品などの詳細は在宅総合支援センターのホームページをご覧ください。

※ジェット式ネブライザーを1台導入しています

＜医療機器貸出物品＞
○ ポータブル吸引器
○ ポータブル吸入・吸引両用器 ○ ネブライザー ○ 点滴スタンド
○ 自然落下式輸液ポンプ ○ PCAポンプ ○ カフティポンプ
○ カフ圧計 ○ 血液ガス分析器(携帯用) ○ もの忘れ相談プログラムなど



PCAポンプ



血液ガス分析器
(ガスタットナビ)

在宅医療に関する相談窓口について

在宅総合支援センターには在宅医療・介護に関する相談窓口があります。お電話でのご相談も行っています。専門のスタッフがおりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

在宅医療相談窓口

受付時間 月～金曜日
9時～16時

電話 093-281-3100

FAX 093-281-3105



発行 遠賀中間医師会 在宅総合支援センター

〒811-4342 遠賀郡遠賀町大字尾崎1725番地2
TEL 093-281-3100 FAX 093-281-3105
URL : <http://www.onnaka-med.or.jp/zaitaku/>